

課題整理シート

「3 障がいのある人が安心して暮らしていくための仕組みづくり」についての課題

現計画の方向性	<p>高齢化がますます進行する中で障がいのある人自身の高齢化だけではなく、その介護者の高齢化といった問題も深刻になってきています。こうした障がいのある人や介助者の高齢化への対応という視点から、高齢者福祉施策等と連携した施策を推進します。</p> <p>また、障がいの発生時期や原因は様々であり、医療・保健との連携により疾病や障がいを早期に発見し、適切な治療・リハビリテーションを行い、障がいの予防や軽減を行います。</p> <p>発達障がいについては、乳幼児期からの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の構築を図り、個々の特性を踏まえた専門性の高い療育を身近な地域で受けられるように施策を実施するなど、発達障がい者支援の一層の充実に向けて、関係部署と連携を取りながら取り組んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 居宅生活支援 <ul style="list-style-type: none"> ①自立支援給付 ②地域生活支援事業 ③その他事業 (2) 施設サービス <ul style="list-style-type: none"> ①施設サービスの充実 (3) 相談支援・情報提供体制 <ul style="list-style-type: none"> ①相談支援体制の充実 ②情報提供体制の充実 (4) 保健・医療 <ul style="list-style-type: none"> ①保健・医療の充実 ②医療に対する助成 (5) 経済的支援 <ul style="list-style-type: none"> ①手当等の支給 ②諸料金等の助成 ③料金などの減免 (6) サービス利用に結びついていない人への支援 <ul style="list-style-type: none"> ①サービス利用に結びついていない人への支援
	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法等改正法（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和3年4月） ○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年9月） ○障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年5月） ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正（令和4年12月） ○難病の患者に対する医療等に関する法律の改正（令和4年12月） <p>【障害者基本計画（第5次）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 <ul style="list-style-type: none"> ○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消 <ul style="list-style-type: none"> ・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組 ・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進 ・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実 ・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実 ・手話通訳者や点字通訳者等の育成、確保、派遣 6. 保健・医療の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消 <ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援 ・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築 ・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保 ・障害のあるこどもに対する支援の充実

1 事業評価	—	
	調査結果項目	問番号
	障がい福祉サービスの利用について、知的障がいで「外出の同行・付き添いなど（移動支援等）」が31.8%と高い。	当事者 問8
	障がい福祉サービスについて不足に感じていること、又は不満に思うことは、「特にない」が37.1%と最も高く、「利用回数・時間などに制限がある」が17.7%、「利用したい日・時間に利用できない」が14.4%。	当事者 問8-1
	新たに利用したい、または利用し続けたい障害福祉サービスについて、知的障がいで「外出の同行・付き添いなど（移動支援等）」が38.2%と高い。	当事者 問9
	医療機関について、困っていることは、「特に困っていない」が48.7%と最も高く、「医者に病気の症状をうまく伝えられない」が9.6%、「入院や通院のときに受け入れてくれるか不安」が9.1%。	当事者 問10
	医療的ケアに関して、どのような支援の充実が必要かについて、「医療従事者（看護師含む）の確保」が28.4%と最も高く、次いで「ヘルパーの確保」が24.7%、「利用できる短期入所施設の整備」が21.2%。	当事者 問10-1
	成年後見制度を知っているかについて、“知っている”が46.5%（「よく知っている」と「少し知っている」を足した割合）である。	当事者 問11
	お金の管理や福祉サービスの利用や商品の購入のための契約をどのように対応しているかについて、「自分ひとりでしている」が56.2%と最も高く、次いで「家族や親せきの人人がしている」が31.8%	当事者 問12
	ヘルプカードを持っているかについて、知的障がいで「持っているが、持ち歩いていない」が29.6%と高い。	当事者 問13
	ヘルプマークを知っているかについて、“知っている”が66.6%（「よく知っている」と「少し知っている」を足した割合）である。	当事者 問14
	障がいや生活などについて相談したことがある機関等について、「市役所の窓口」が41.5%（身体障がい：40.8%、知的障がい：55.4%、精神障がい：46.9%）。	当事者 問15
2 アンケート 調査結果	相談しやすい体制をつくるためには、どのようなことが必要かについて、「信頼できる相談者がいること」が52.0%（身体障がい：43.5%、知的障がい：69.3%、精神障がい：54.5%）。	当事者 問16
	福祉サービスに関する情報をどこから入手しているかについて、知的障がいで「家族・親戚、友人・知人」が44.2%、身体障がいで「市の広報紙やパンフレット等」が37.1%、精神障がいで「インターネット」が26.3%と高い。	当事者 問17
	収入について、「年金」が53.2%と最も高く、次いで「給与・賃金」が26.2%、「収入はない」が16.5%	当事者 問20
	働いた経験のある方の勤務形態や場所について、「非正規雇用」が34.9%と最も高く、次いで「正規雇用」が34.1%、「障害者通所施設」が14.0%	当事者 問22
	地域で生活するために必要な支援について、「困ったときに対応してくれる場所（サービス）」が37.9%と最も高く、次いで「経済的な負担の軽減」が35.5%、「相談対応などの充実」が27.5%	当事者 問40
	障がいのある人にとって暮らしそよいまちづくりのためには、どのようなことが必要かについて、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が56.1%と最も高く、次いで「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」が30.5%。	当事者 問53
	障害児通所支援、定員数により受けられない方がたくさんいる 成人の通所事業所の不足	当事者 自由意見
	障がいのある人にとって暮らしそよいまちづくりのためには、どのようなことが必要かについて、「視覚・聴覚などの障がいや、個別の特性に配慮した情報提供の充実」が40.0%、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が33.3%、「重度の障がいがある人のための入所施設の整備」が26.7%。	団体 問8
	障がいのある人にとって暮らしそよいまちづくりのためには、どのようなことが必要かについて、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が55.2%と最も高く、次いで「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」が44.0%。	一般 問17

3 委員意見	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉総合相談窓口があまり利用されていない。広報や啓発が必要。 ・情報力提供されていないわけではなく、自分には必要ないと思っていて耳にはいらない人や、事業所に嫌われると思い込んでいる人などもいる。相談に来るのをまっているのではなく、こちらから働きかける必要があると思う。 ・病院には、具合が悪くなれば行くことになるので、病院に、市役所の窓口を伝えておけば、病院を通じてつながることができるのでないか。
4 次期計画に向けた課題	<p>(1) 居宅生活支援 障がい者が地域で安心して生活するためには、必要に応じて在宅サービスが受けられる環境づくりが重要です。 障がいのある人にとって暮らしあいまちづくりのために必要なことについて、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が 56.1%と最も高く、次いで「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」が 30.5%となっています。 一般市民では、「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」が 44.0%となっています。また、新たに利用したい、または利用し続けたい障害福祉サービスについて、知的障がいで「外出の同行・付き添いなど（移動支援等）」が 38.2%と高くなっています。 今後も、福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、障がいのある人の個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が求められています。</p> <p>(2) 施設サービス 障がいのある人の地域移行が求められる中、アンケート調査によると、障がいのある人にとって暮らしあいまちづくりのために必要なことについて、グループホーム等の整備等の意見や通所サービス系事業所が不足していると感じている意見もあり、居住環境の整備・充実が必要です。</p> <p>(3) 相談支援・情報提供体制 障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で自立して暮らしていくことを、身近に相談できる体制が整っていることが重要です。 アンケート調査によると、障がいや生活などについて相談したことのある機関等について、「市役所の窓口」が身体障がいで 40.8%、知的障がいで 55.4%、精神障がいで 46.9%となっています。相談しやすい体制をつくるために必要なことについて、「信頼できる相談者がいること」が 52.0%と最も高くなっています。 また、障がいのある人にとって暮らしあいまちづくりのために必要なことについて、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が身体障がいで 53.0%、知的障がいで 50.6%、精神障がいで 58.4%と高くなっています。 今後も、個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、病院やケアマネジャーなど支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。</p> <p>さらに、アンケート調査によると、福祉サービスに関する情報の入手先について、知的障がいで「家族・親戚、友人・知人」が 44.2%、身体障がいで「市の広報紙やパンフレット等」が 37.1%、精神障がいで「インターネット」が 26.3%と高くなっています。</p> <p>このように、それぞれの障がいによって情報収集先が異なることに配慮し、情報発信においてもこれら関係機関との連携が必要と考えられ、障がいのある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努めるとともに、各種制度の活用を図ることが必要です。</p> <p>(4) 保健・医療 障がいを軽減し、障がい者の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域で治療や対応が行えることが重要となります。 アンケート調査によると、医療機関について困っていることは、「医者に病気の症状をうまく伝えられない」、「入院や通院のときに受け入れてくれるか不安」の意見が挙がっています。 医療的ケアに関して、どのような支援の充実が必要かについて、「医療従事者（看護師含む）の確保」が 28.4%と最も高く、次いで「ヘルパーの確保」が 24.7%、「利用できる短期入所施設の整備」が 21.2%となっています。 住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。今後、障がい者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、地域生活支援拠点の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要となります。</p>

	<p>(5) 経済的支援</p> <p>アンケート調査によると、世帯の主な収入について「年金」が 53.2%と最も高く、次いで「給与・賃金」が 26.2%、「収入はない」が 16.5%となっています。</p> <p>また、地域で生活するために必要な支援について、「経済的な負担の軽減」が 35.5%と上位に挙がっています。</p> <p>障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、経済的に安定していることが重要であり、年金や手当の適正な支給や税の減免等、諸制度の周知を推進していく必要があります。</p> <p>(6) サービス利用に結びついていない人への支援</p> <p>発達障がいや高次脳機能障がいのある人は、障害福祉サービスなどの相談支援の充実とともにサービス利用に結びついていない難病や、軽・中度の視覚・聴覚障がい者など制度の谷間にあらんに対する支援策の充実が必要です。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------